学者と弁護士の間

河

本

郎

証券関係訴訟事件を中心として

す。 日の 関理事長 「資本市場を考える会」 を開催させていただきま 大変お待たせしました。ただいまから、

係訴訟事件を中心として―」という題でお話を伺うこ をお招きいたしまして、「学者と弁護士の間 今日は、 御案内いたしましたように、 河本一郎先生 ―証券関

証券市場に大変精通しておられて、私どもにも縁の深 河本先生は、学者として、 あるいは弁護士として、

とになっております。

すけれども、京都大学を御卒業後長く神戸大学で教鞭 ますので、余り詳しい御紹介は必要ないわけでありま い方でもあられます。 また、 御略歴もお配りしてあり

> 大学の方に移られると同時に、弁護士登録をなされ をおとりになり、六一年に退官されまして、 神戸学院

本

いて大変御活躍されておられます。

現在は、 商法、 証券取引法の専門的な弁護士活動にお

明いただきながら、先生のお考えを率直にお話してい る証券法制、 会社法制の問題について、 法律的に御説 にとって、最近いろいろな動きが大変活発になってい

本日は、先生が直接取り扱われた具体的な案件を例

ただけるのではないかと大変楽しみにしております。 また、 お手元に、 大変詳細なレジュメも用意してい

ただいております。 では先生、どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに

ディングスに対する株主代表訴訟事件。それか

電話がありまして、その裏話も差し支えない範囲お勧めがございました。 関理事長とは、大蔵省御お勧めがございました。 関理事長とは、大蔵省御私が弁護士になりまして、 単に抽象的な問題でなくて、私が弁護士になりまして、 一度何か話をしないかという書を書いたりして直接係わった事件の中から主な書を書いたりして直接係わった事件の中から主な書を書いたりして直接係わった事長からお

この五つの事件につきましてお話しいたしまった。この五つの事件につきましてお話しいたしまった。これは自分自身で余り脱線せぬよらぬと思いましたので、かなり詳しくレジュメをらぬと思いましたので、かなり詳しくレジュメをらぬと思いましたので、かなり詳しくレジュメをうにという意味で、枠をはめたわけでございます。うにという意味で、枠をはめたわけでございます。

れから、同じく大和銀行の第二回目、これは「りニューヨーク支店不正行為株主代表訴訟事件。その株主代表訴訟事件。それから、大和銀行の取り上げましたのは、まず日興證券の損失補填

でさせていただこうと思った次第であります。

कु

2

そな」になってからでありますが、りそなホール

訟 事 件

、日興證券損失補填株主代表訴

(1)

本案前の争点

この日興證券損失補填株主代表訴訟事件という

思います。

あったので、条文の制定にまで結びついたのだと のは、皆さん方の記憶も大分薄れかけておるかと

が契機となりまして、証券取引法に損失補填禁止 ですけれども、事件が余りにもショッキングで いうものを刑罰で罰している国はどこにもないの についても起こっておったわけであります。これ も思いますが、戦後日本で起こりました大事件の の規定が四二条の二以下に設けられました。 こう 一つではないかと思います。同じ事件が野村證券

八二〇〇円だけ手数料を払って訴えてきたわけで れは財産権に関する請求ではないと解釈しまし 貼ればいいのかが問題になりました。原告は、こ であれば訴額は九五万円となっていましたので、 て、手数料八二〇〇円。当時、財産権でない請求 体幾ら払えばいいのか、つまり、収入印紙を幾ら りますが、最初は四七〇億円余の損害賠償請求額

で訴えてきたわけです。そのときに、手数料を

いいますのは、当初、損害賠償請求額は何と四七 ○億七五○○万円でありました。裁判の途中で、 ところで、本件には前哨戦がございました。と

が本来七○件あったものを九件に絞りまして、金 て立証に手間がかかって困るというので、補填先 原告が、これで訴えていたのでは、件数が多過ぎ

額も九億一八○○万円に減額したという経緯があ

二億三五三七万四四○○円を払えというものでし

は、これは財産上の請求であり、四七○億円余の

ところが、東京地裁の平成四年八月一一日判決

財産上の請求をしているのだから、印紙料は残り

最高裁へ行きましたが、最高裁も上告棄却になっ 審になりまして、二審は原審を取り消しました。 た。これは払えるはずがありません。そこで、二

て、結局八二〇〇円でいいということで片づい

す。

代表訴訟による訴えは、非財産権上の請求に係る て、いよいよ本案に入ってきたわけなのです。 その間に、平成五年の商法改正がありまして、

と、民事訴訟費用法で、手数料は八二〇〇円。そ れております。そして、訴額九五万円となります はそのまま新会社法にも八四七条六項に引き継が た。それが商法二六七条五項でありますが、これ ないのだということを条文ではっきりと書きまし 訴えとみなす。つまり、財産権に関する訴えでは

円、手数料は一万三〇〇〇円となりました。 の後、一五年に改正がありまして、訴額一六○万

置くことが了承されたわけですが、「今になって をしなかったら、依然として財産権上の請求だと 考えると、何故あんな改正をしたのだ。あの改正 で財産上の請求権に係る訴えでないという条文を いうことで、手数料は損害賠償請求額が多ければ ところで、このときに商法部会で、これを明文

> られた財界の代表者の方々は、後で非常に苦しい だ」ということで、当時の商法部会に参加してお 代表訴訟を誘発させる源になったのではないか、 持ちだったという話まで聞きました。この改正が 思いをされた。針のむしろに座っているような気 抑えられたのではないか。何故あのときに歯止め を外して、明文で非財産権の訴えだと決めたの

何億と払わなければならない。代表訴訟はそれで

したかと申しますと、まず法務省の方で、各地の 改正しなくても、東京高裁がやったように、これ 我々が受けた報告では、各地の裁判所では、これ 裁判所は、一体この点をどう考えているのだろう まりつつあるということでした。つまり、条文を は財産上の請求でないという扱いをする方向に固 かという調査をある程度したのです。そのときに こういう話もあるわけです。当時、どんな議論を 4

は八二○○円でいいのだというところへ自然に行

学者と弁護士の間 えて代表訴訟を起こしてくるだろう。だから、こ 恐らく、訴える側は、訴額を抑えて、手数料を抑 な巨額の請求の訴えを起こさなくても、二、三億 円の訴額であっても十分効き目はあるわけです。 いなかったのです。例えば八七○億円というよう 訟がどんどん起こってくるとは、実は予想はして くのではないか、こういう話もあったのです。 もう一つは、その後のように、こんなに代表訴

のです。 ることによって、そんなに代表訴訟を誘発するも れを明文で非財産権上の訴えだということに変え のではないのではないか、こういう議論があった

う面もあるかもしれませんが、それよりも、そう 因だといわれるようになりました。 確かにそうい になったら、あれが代表訴訟を誘発した大きな原 いう代表訴訟を起される材料がどんどんふえてき それで、私どももこれに賛成したのですが、後

であります。

この独禁法一九条に基づきます不公正取引の一

(2) 本案の争点

日興證券事件というのは、以上が本案前の争い

たことが本当の背景にあるのだろうと思います。

大の法律問題は何かというと、損失補填は独禁法 に入ってきます。本案に入ってきて、そこでの最 です。訴額の問題が片づき、次に、いよいよ本案

今盛んに報道されております談合のように、同じ れども、刑事罰の対象になっていない。つまり、 に違反し、この違反に対して排除命令は出ますけ 一九条に基づく不公正な取引方法の一般指定九項

犯罪ではない。この程度のものは、違反があって 独禁法違反でも刑罰までかかってくるような重い いのではないか、こういう点が争点になったわけ も、商法二六六条一項五号の法令違反に該当しな 5

は、ほかへ顧客が流れないようにする、競争者の うにという目的で損失の補填をするということ

今後も自分のところの顧客であり続けてくれるよ さんにそれを補填することによって、その顧客が るように誘引すること、つまり、損をかけたお客 不当な利益をもって競争者の顧客を自己と取引す 般指定九項というのは、正常な商慣習に照らして

審ともに商法二六六条一項五号の法令に当たると

の裁判については、独禁法一九条違反は一審、二

ら、裁判所の部が違いますから、我々の日興證券 たのです。ところが、同じ損失補填でありなが 六六条一項五号の法令違反に該当しないと判断し

第45巻第9号

顧客を自分と取引するように誘引する、これに該

当するということになったのです。

ただ、この違反は、今いいましたように、排除

証券レビュ

命令は受けるが、刑罰がかかるような重罪ではな

い。だから、商法のいうところの「取締役の責任

代表訴訟事件では、独禁法一九条違反は、商法二

まず、同じ損失補填でありながら、野村證券の

判所によって見解が分かれました。

ういう解釈が出てきたのです。しかも、これは裁

原因」としての法令違反には当たらないのだ、こ

ていたか、という点についての意見書をもらおう

一般に損失補填が独禁法違反になるとみんな考え

特に、この二審の判決をもらうときには、

ということになり、私の同僚でありました神戸大

6

ら、被告取締役らは、行為当時、損失補填が独禁

のです。ただ、独禁法一九条に当たるといいなが されました。このように下級審の判決が分かれた

このような裁判所の判断が我々の日興訴訟の判決

有しなかったことについて被告らに過失はない、 法一九条に反するとの認識を持たず、その認識を

では一審、二審で出てきたのです。

学の独禁法専門家の根岸教授に意見書の作成を依

判になる前です。そのときに、私が司会者を頼ま れました。 で、損失補填についての座談会をやりました。裁 頼したのです。彼は、書きましょうと応諾してく て、この事件について裁判が起こってくる前に、 「月刊資本市場」という雑誌の平成三年一一月号 ところが、これにはもう一つ前の話がありまし す。それはもう書かざるを得ない、ということで しいことなのですが、高裁の裁判官は根岸教授の 見書を書いてほしい」と根岸教授に頼んだので は、「既にこういう発言をしているのだから、 意 意見書を裁判所に出したのです。これは非常に珍 が独禁法違反になるとは考えていなかった。その 書いてくれたのです。独禁法学者も、およそこれ

う程度の認識だった」ということを、訴訟になる に、この損失補填について、法的にはどういうこ れまして、独禁法専門家の根岸教授、証取法の神 前に座談会で発言していたのです。それで、私 後になって考えると独禁法違反に当たるかなとい のか」と聞いたら、「いや、その認識はなかった。 時あの損失補填が独禁法に違反すると思っていた 根岸教授に、「あなた方の独禁法の専門家は、 とになるかを議論したのです。そのときに、私が 崎教授、同じく京都大学の森本教授たちととも 当 独禁法一九条違反は商法二六六条一項五号の法令 社の経営者がこれを認識していたとは思えないと 意見書をほとんど全文判決に引用しまして、そし に、 最高裁は、「野村事件に関する一審、二審の ました。ところが、レジュメに書きましたよう では野村證券の事件の方が先に最高裁の判決が出 いうので、我々を勝たせてくれたのです。 法違反とは認識していなかった、まして、証券会 て、独禁法専門の学者でも、当時損失補填が独禁 それはそのまま最高裁へ行ったのですが、ここ

7

ら、三行半ぐらいで上告棄却ということになりま

い判決ではなくて、既に前例が出ていましたか る。当たるけれども認識がなかったことについて 違反に当たらないという判断は間違いだ。当た てから日興證券の判決が出ました。これは、詳し 主張していたとおりの内容の判決を野村證券向け 過失はない。」という私どもが日興證券の訴訟で の判決で出してくれたのです。その後、三月程し

> ないかということで、結局、根岸意見書が非常に いうことを書いた論文があるのか、何もないでは

効果を発揮しました。

主代表訴訟事件

二、大和銀行NY支店不正行為株

1 (1) 甲事件 事案の概要

いましたが、この事案は、甲事件と乙事件があり 次に、大和銀行事件。これも大変な事件でござ

證券事件の原告の代理人というのは非常に優秀な

もう少し裏話をお話しますと、その当時、日興

人でした。その人たちの上告趣意書を見せても

ます。甲事件は、ニューヨーク支店の行員が、 一〇年にわたり簿外取引と、その損失を穴埋めす 、 約

るために、同支店に保管してありました米国国債 させましたが、これに対し、銀行の管理体制不備 の不法処分を繰り返し、一一億ドルの損害を発生

を原因にして、一〇年間の取締役・監査役三九名

す。しかし、それでは当時、だれか弁護士がそう 仲間では既にその意識はあったのだという主張で 縷々述べているわけです。しかも、当時弁護士の 六条一項五号の法令違反に当たるということを らったのですが、やはり独禁法違反は商法の二六

そのうち、ニューヨーク支店の支店長で取締役で に対する損害賠償の代表訴訟が提起されました。

ドルの賠償責任を負わされたのです。 あった人だけが責任ありとされ、五億三〇〇〇万

この判決がもとになって、会社は、内部統制、

なかったら、取締役は善管注意義務違反で訴えら 内部管理体制を敷かなければならない、敷いてい

す。思わぬことが起こります。およそ想像できな 非常に難しいことであり、しかも限度がありま を予想して、その防止策を講じるかということは れるというのですけれども、一体どこまでリスク ことで上層部まで責任をとらされたのでは、た いことが起こる。それを全部管理体制不備という

管理体制不備の最大の原因は、保管してある米国 国債の残高を、再保管先との間で直接照合しな まったものではありません。 だから、本件でも、ニューヨーク支店における

> 問題でも、上層部まで管理体制の不備ということ いなかった管理体制を突かれました。このような わかった。この直接照合のシステムを組み入れて かった。直接照合しておったらすぐそこで不正が

ての責任は、当該支店の支店長止まりです。しか い。そこまでのリスクの認識とそれに対する手当 で責任を負わされるのかといえば、そうではな

えようによれば、その点はそう厳しいといえない です。大企業の場合は、それぞれ分担してやって いるのだから、末端の管理体制の不備が上層部ま ら、代表訴訟の対象になったけれども、そこまで も、この支店長はたまたま取締役でありましたか でいくことはないという、非常に厳しい反面、考

9

役であったのに、この人だけが責任を負うことに 判決でもあったわけです。 毒なことです。従来、何代も支店長がいて、 ただ、この支店長につきましては、これは気の

第45巻第9号 幾らの損害が発生したのだという立証がなされて 賠償を命じられなかった。同じ支店長で取締役で いないというので、責任はあるけれども、実際は の認定ができない。それぞれの支店長のところで ますと、責任ありといわれたのだけれども、損害 なったのです。あとの人はどうなったのかといい

公平といえば不公平な判決であり、非常に据わり れた。だから、考えようによると甚だ偏頗な、不 れたのです。それで、この人だけが賠償を命じら 判決の論理からすれば仕方がないのかもしれませ の悪い判決だという感じはするのですけれども、 あったこの方一人について、損害額の立証がなさ

乙事件

h

する乙事件であります。 ニューヨーク支店での事件発覚後、米国当局へ もう一つ、この事件で大事なのは、後始末に関

の報告が遅れたこと及び損害が生じていることを

れて、銀行は司法取引で三億四〇〇〇万ドルの罰 載が漏れていたことが米国刑法の重罪隠匿罪に触 記載していない銀行の帳簿が作成され、これが米 金を支払いました。これについて、三二名に対し 国当局への報告の中でも、その損失についての記

方には大体日本のお金で七五○億円位の賠償命令 たわけです。だから、これがプラスされて、この れました。この中に、甲事件の取締役も入ってい ○万ドルから二億四五○○万ドルの賠償を命じら

10

て賠償請求がなされ、一一名に対し、各自七〇〇

ことですが、このような届出が遅れたとか、書類 この乙事件についても、日本では考えられない が出た。

です。それが刑法にひっかかって重罪隠匿罪だと に書かずに報告したというのは、いわば手続違反

いうことで、途方もない罰金がかかってくる。日

う大きな問題があります。その点については、学 者の意見書をもらいました。 れを日本でそのまま役員に転嫁していいのかとい はそういうことが起こったわけでありますが、こ 本ではおよそ考えられない。しかし、アメリカで

(2) 控訴審において和解成立

実は、本日この会場に御出席いただいている上

なりました。 に申しますとんでもないことが起こって、和解に もは高裁で判決が欲しかったのです。 しかし、次

た。だから本当は、そういう点についても、私ど 村達男先生にも、立派な意見書をいただきまし

式移転によって株式会社大和ホールディングス 大和銀行は近畿大阪銀行、奈良銀行とともに、株 〔持株会社〕 を設立することになりました。 そう といいますのは、平成一三年一二月一二日に、

> 株会社を設立したときの例が既にありました。こ るのではないか。先例として、日本興業銀行が持 なりますと、原告は当事者適格を失う。却下にな

す。その年の一二月一二日に大和銀行は持株会社 れは平成一三年三月二九日の東京地裁の判決で に変わるわけです。だから、一一月下旬ごろか

きました。 たのです。裁判所が非常に強く和解を働きかけて ら、裁判長が、極めて強く、和解しろといってき

す。そして、結局、和解金として総額二億五〇〇 ろといってきたのはこのケースが初めてでありま

ているのですが、裁判所がこんなに強力に和解し

実は、私どもは、代表訴訟では半分位和解をし

せん。つまり、一○○○億円以上の損害賠償請求 ら見ますと大変な減額であることは間違いありま ○万円を払うことになりました。だから、訴額か

になっているものを、二億五○○○万円で和解し

第45巻第9号 う言葉は、和解調書から一切除く。「責任」とい じないというのです。 そのかわり、「責任」とい いと主張したのですけれども、原告側は、絶対応

は一切使わないという交渉をして、とにかく早期 法的責任はもちろんのこと、「責任」 という言葉 う言葉は、社会的責任にしろ道義的責任にしろ、 解決のために二億五○○○万円を払う、こういう

和解調書にしたわけであります。

何故裁判所がこんなに強く和解を求めたのかと

興業銀行の例があります。原告は、現在大和銀行 いうと、このままいくと却下です。もう既に日本 ングスができたら、大和銀行の株主として訴えて の株主として訴えているわけですが、ホールディ

それで、結局は二億五○○○万円で片づいたので 呼んで、とにかく強力に和解を進めたわけです。

が、どうも裁判所ではこのような動きが定着しつ う。すると、却下ということになります。これに ディングスの株主になるわけです。そうすると、 例があります。最高裁の判断はまだ出ていません ついては、既に東京地裁で日本興業銀行の訴訟で 大和銀行の役員を訴える資格がなくなってしま つある。このままいくと、大阪地裁でも却下にな

がないといわれた者の名前を並べることはできな

とされた三八名も、この和解調書に名前を並べろ

たわけですから。ただ、原告は、一審で責任ない

いる人は大和銀行の株主ではなくなって、ホール

といってきたのです。こちらの方は、一審で責任

るものを却下で片づけたということは、裁判所と だけの大事件で、しかも社会的に有名になってい 想像します。とても却下で片づけることはできぬ るだろう。しかし、高裁の裁判官にすれば、これ しては耐えられないということではなかったかと

という気持ちが、高裁の裁判官にはあったのでは

ないかと思います。それで、原告、被告の両方を

12

वु

実は、

裁判の和解の過程は公表しないことに

とでお話しいたしますと、代表訴訟を和解で片づ

学者と弁護士の間 ましたが、その方が詳細を「告発手記・大和銀行 なっています。代表訴訟に関する法律も非常に偏 頭取との我が闘争」(文藝春秋二〇〇二年五月号

株主である西村一朗さんという方、もう亡くなり ないのですが、この和解につきましては、原告の く密室で片づけるのです。和解の過程は公表され が、一番肝心な和解の経過は一切公表せずに、全 そのことは公告するとか、いろいろあるのです 頗なところがありまして、代表訴訟が提起された

うのは、もともと代表訴訟を起こしても株主には とが、代表訴訟を片づける一つの大きなという けです。代表訴訟で勝ったら、被告の取締役から か、私はむしろ中心の動機だと思うのです。とい 原告側の弁護士報酬が幾らもらえるのかというこ の弁護士報酬をどうするかということなのです。 けるときの話のきっかけというのは、結局原告側 一銭も入らないのです。株主はただ名前を貸すだ

けです。 したがって、 私自身が、 ここ (文藝春 に、本人が、しかも文藝春秋に全部書いているわ 三一八ページ以下) に公表しているのです。 私ど もは、これは一切外に公表しないといっているの

秋) に書いてあることは真実ですというわけには

解で、二億五〇〇〇万円を会社へ払いますという

と、結局和解の金額で決まってくるわけです。和

と、それに応じた報酬が会社から原告の弁護士に

いきませんので、ここでこう書いてあるというこ

魅力なのです。その報酬は何で決まるかという これが、原告の弁護士の代表訴訟を起こす最大の が払うのですから、取りっぱぐれがありません。 報酬を原告の弁護士に会社が払うわけです。 会社 会社に賠償金が入ってきますから、それに応ずる

13

払われます。二億五○○○万円で計算しますと、 おおよそ二千数百万円の計算になりました。 西村

払うという条件だったということらしいのです。 意した和解条件は、賠償額が一○億から二○億円 用つまり原告側の弁護士報酬としては一億円を支 の間、それも二○億円に近い金額であり、訴訟費 朗さんの書いたもので申しますと、裁判所が用

あれば一度読んでみてください。

す。しかし、和解金額はそんなに払えない。それ は一体どうすればいいか。つまり、和解金額をう す。これは弁護士会の計算で決めているとおり、 酬はとても一億円も出ません。二千数百万円位で させる」というのです。 では、どうするのかというと、結局「銀行に上乗 んと上げてくれば、それに応じて報酬も上がりま 一番高いところをとってもそんなものです。これ ところが、二億五〇〇〇万円の和解金では、報

それで、結局、ここに書いてあるところでは、

払う弁護士報酬は七○○○万円となったというの 二億五○○○万円という和解金になり、会社から です。この手記は、文藝春秋の二〇〇二年五月に のっていますので、もし皆さんも手に入るようで

三、りそなホールディングス株主

代表訴訟事件

す。八五一条ですが、その場合、原告適格を失わ ないとなっています。ただ、これは、既に訴訟が しては、今度の新会社法では明文を置いておりま に、代表訴訟はどうなるのだということにつきま 換によって株主が親会社に全部引き取られた場合 交換の場合であり、いきなり持株会社の株主が子 提起されて係属中に生じた合併や株式移転、 代表訴訟の係属中に、合併や株式移転、株式交

どんな形になるのかということを知るのに最適な 訟係属中に株式移転が行われたのです。 とにはなっていません。りそなの事件では代表訴 これも、ホールディングスの場合の代表訴訟が

学者と弁護士の間 近は、完全持株会社の設立が盛んですが、この場 会社自身は現業を営んでいませんから、持株会社 合の株主代表訴訟はどのような形になるか。持株 ケースですので、すこし説明を申し上げます。最 ない。そのような過失は、傘下の子会社の取締役 の役員が業務上の過失で責任を問われることは少

ないと思います。

会社の取締役に対して直接代表訴訟を起こせるこ

うと、学説にはできるという説もあるのですが、 役の責任を問うべく代表訴訟を提起できるかとい そこで、持株会社の株主が、直接子会社の取締

の、訴訟係属中でもダメといったぐらいですか まず、今の日本の裁判所では認めません。先ほど

ら。ただ、今度の改正法で、訴訟係属中は代表訴 ホールディングスの株主が子会社の取締役の責任 スができた場合、それから後に、親会社である 訟は引き継がれる。しかし、訴訟が起こっていな を追及すべく直接代表訴訟を起こせるかという いときに、そういう完全子会社、ホールディング

て、任務懈怠があるとして、その取締役に対し持 て代表訴訟を提起しない持株会社の取締役につい

株会社の株主が代表訴訟を提起するという方法で

わけです。ところが、これも実際上なかなかやら

ます。 する株主代表訴訟は、まさにそういうものであり あります。りそなホールディングスの取締役に対

行も含めてりそなホールディングスとなりました 大和銀ホールディングスは、その後のあさひ銀

きました。現在ではこの和解はほかの株主に対し るとして他の株主の代理人として訴訟を提起して 時の商法のもとでは他株主との関係では無効であ 士は、上記大和銀行代表訴訟事件での和解は、 が、大和銀行代表訴訟事件の代理人であった弁護 ても有効だということになりましたけれども、当 当

当該株主との間だけの効力であって、他の株主に 締役に対し、代表訴訟を提起してきたのです。 は無効であるとして、その上新たな事実も付加し 時は条文がなかったのです。したがって、それは 当該他の株主の代理人として、持株会社の取

その論理はどのようなものだったかと申します

た。また、他の事実についても、子会社取締役に

は と、まず大和銀行代表訴訟事件でなされた和解 行のまま残っている。子会社自身で損害賠償を請 敗訴となった被告取締役らの賠償責任はまだ未履 他の株主との関係で無効であるから、 一審で

る、こういう論理なのです。これは、持株会社に 役には任務懈怠があるから、代表訴訟の対象にな 求しないのなら、親会社の取締役が代表訴訟を起 こすべきであるのに、それをしない親会社の取締

ところが、我々はこれに対して裁判所がどう答

用すると思います。

解は有効であり、子会社の取締役の責任は既に消

は、肩すかしです。といいますのは、本件での和 えるだろうかと思ったのですけれども、 問題は生じないとして、原告の請求を棄却しまし 滅しているから、もはやこれに対する責任追及の 裁判所 なっている会社については、今後もこの論理が通

学者と弁護士の間 務懈怠があると認定された場合には、それにより 生じた損害が直ちに親会社取締役が提訴しないこ とにより親会社に生じた損害と認定されるかどう ただ、もしも子会社取締役に違法行為または任

か。本当はこの点が知りたいのですが、この事件

ればいけない。訴えて勝てる見込みが非常に少な 償額が、 即会社の損害だといえるのかどうか。 第 提がなくなっていましたから、裁判所は踏み込ま なかったのです。しかし、訴えないことによる賠 では、取締役の過失責任はないとなって、その前 一に、訴えて勝てるかどうかという判断もしなけ

> 実際上、果たしてそういう訴えを起こしてみてう か。こういう理論が考えられるのですけれども、 スをつくっている会社での代表訴訟はどうなるの 義務はありませんし、この点はかなり難しい問題 いあるいは非常に困難な訴訟になるものを起こす まくいくかどうか、これはまだわかりません。 が残ると思います。とにかく、今ホールディング

役が訴えを起こさないのはそれ自体が任務懈怠だ

ない、そうすれば中間のところの持株会社の取締 務懈怠による損害賠償責任が子会社の取締役には

という理由もなくなりますので、結局これは棄却

になってしまいました。

任務懈怠がないということになりました。結局任

四、ニッポン放送対ライブドア事 件 17

す。その関係でかかわったものでございます。 なくて、意見書を書けといわれたわけでありま ります。これは、私は事件として担当したのでは 次に、例のニッポン放送対ライブドア事件であ

会面をにぎわし、またテレビのワイド番組として

本件は、法律問題でありながら、連日新聞の社

第45巻第9号 ポン放送のために意見書を作成しました。 レジュメに書きましたように、中村直人弁護士と ちろん私はニッポン放送側の立場に立ちました。 ような多くの学者の意見書が双方のために提出さ の従来からの関係もあって、その依頼によりニッ れたという点では、極めて特異でありました。 も大きく取り上げられましたが、学界を二分する ついでに申しますと、このときの担当弁護士

士に頼まれたらライブドア側で意見書を書いた 弁護士に頼まれて、それでは書きますと返事をし けることも仕事だったようです。 (笑) 私も中村 は、全国の主な学者に早く電話をかけてつばをつ した。では、「お前 けないけれども、お受けできない」と答えま き中村君に電話でオーケーしたばかりだ。申しわ のか」といわれると、「そうかもしれません」 新保君が電話をかけてきたので、「さっ (河本) は、先に新保弁護

> すが、一人で二本、三本の意見書を書いた者がい ますけれども、とにかく全部で二〇本近い鑑定書 も、しかし、それぐらい学者の争奪戦が起こり かげんなものだということになるのですけれど 一本の意見書が出ました。ただ、私もそうなので ライブドア側には七本、ニッポン放送側には

ました。

ということになり(笑)、学者というのは

ί ۱ ί Ι

は、テレビその他で盛んにライブドアを攻撃さ で、ジュニアの方はライブドアです。申しわけ れているのです。シニアの方はニッポン放送側 いことに、学界のシニア派とジュニア派に分か いう気がしないでもありません。しかも、私ども が出ました。裁判官は本当に読んだのだろうかと ないけれども、上村先生もシニア派です。 の意見書を書いた学者を見てみますと、おもしろ 先 生 18

れたから、もうここで申し上げてもいいと思い

学者と弁護士の間 違法なのだ。だから、そういう方法でやってくる するものを ToSTNeT-1 で一挙に買い集めた。 ものに対抗するには、新株予約権の発行以外にな になった。これはどう考えても不当である、もう 従来持っていたものと合わせたら、そこで三五% ころがあるのです。それがまさに、ライブドアが ||月八日の午前中に九七二万株、二九・六%に達 実は、 上村先生と私で、全く立場が共通すると

わけであります。

い。ここに新株予約権の発行の根本の理由がある

す。 したがって、 ライブドア側が ToSTNeT-1 よらなくてもよいが、ToSTNeT-1 では公開買 済株式の三分の一超の株式を買付けるには、東証 付けの強制を避けられない」ということでありま の ToSTNeT-2 によるのであれば公開買付けに そこで、 意見書で私が主張したことは、「発行

いのです。

るに至ったことは、不当どころか証取法に違反す ニッポン放送の発行済株式総数の三五%を保有す を使って、平成一七年二月八日九七二万株、二九 ・六%のニッポン放送株式を買付け、それにより

な考え方です。 ら、その発行は不公正ではないというのが基本的 た者に対抗するための新株予約権の発行であるか

このような解釈は、私は以前にもある証券会社

19

ることであり、そのような違法な方法で買い集め

それはこのライブドア事件が表に出た今年の三月 に求められて意見書に書いた経験がありますが、

初めに公刊しました河本=今井共著「鑑定意見 でありまして、そこで初めて書いた意見書ではな の作成を依頼されたときも、その持論を述べたの ます。したがって、ニッポン放送のための意見書 会社法・証券取引法」(商事法務) に収めており

(1) 公開買付けとクロス取引

引、対当売買は、有価証券市場における売買取引 のであるが、ここでも競争売買の原則である価格 なり、同時に買い方となって売買を成立させるも であって、同一会員が同一売買について売り方と の意見を述べたいと思います。いわゆるクロス取 そこで、市場におけるクロス取引も含めて、私

は、実際に三分の一超の売買をやってまいりまし

は市場での取引なのだということで、従来大証で 会社の売り買いの注文が成立するわけです。これ ことがありますが、その他の取引所では同一証券

た。この点について議論もあるのですが、私はそ

のように考えております。

(2) 東証における ToSTNeT による買付けと公開

す。 した、河本=今井鑑定意見の中で述べておりま

によらなくてもよいということは、いま引用しま る。これによって買付ける場合には、公開買付け 優先の原則、時間優先の原則に従って行われてい

うのです。東証のように流動性が高いと、よそか ら注文が入って、そちらへ持っていかれるという きません。だから、売りと買いがひっついてしま ションだといいながら、ほかの注文はあまり出て これは、大阪の取引所でありますと、オーク

買付け

買付けの問題に移ります。 ToSTNeT は平成一〇

えて大口取引については参加者がスクリーン上で 引を行うことにしたものでありますが、これに加 を基準として、一定範囲内の価格によりクロス取 て、1は、立会時間外にオークション市場の価格 年に稼働しました。これには1と2がありまし

匿名により条件交渉を行うことができます。2

は、最低売買単位から取引を行うことができ、一 文は他の注文に優先して執行されます。 このよう 日三回立会時間外に売り買い注文を集約して、終 な取引も東証の市場における取引と位置づけられ 的に早く発注された注文が優先し、 またクロス注 値で取引を成立させるものであり、その際、時間 そうだとすれば、ToSTNeT による取引は、

成一七年改正前の証取法二七条の二第一項柱書き における有価証券の売買 の定める「取引所有価証券市場外における買付け

とにかく、形の上では、立会外になっています なる。果たしてそう解釈していいのだろうか。 等」には当たらず、まさに「取引所有価証券市場 したがって、ToSTNeT 取引によるのであれば したがって公開買付けによる必要はないことに 市場における取引であるとされている。 (同項一号)」に該当し、

に、事前公表型のオークション市場における買付

純買付け。いわゆるクロスなどが入ります。

めました。第一に、オークション市場における単 法について」を理事長名で公表し、次の三つを勧 ました。これを受けて、東証は、平成一一年一月

一九日、「東証市場を利用した自己株式の取得方

なります。 開買付けによる必要はないのか。これが問題に 商法による自己株式の買付方法と東証の対応 商

1も2も、三分の一超を買い付ける場合でも公

(3) ります。平成六年に商法改正によって、自己株取 か、そのいずれかを選ばねばならないと定められ 方法は、取引所においてする取引か、公開買付け 得の目的の範囲が拡大されましたが、その買付け 法による自己株式の買付け方法と東証の対応であ そのときに参考にしなければならないのは、

平

21

第45巻第9号 す_。 買付け。東証がこの三つの方法を勧めたのは、そ のいずれもが取引所における取引だからでありま

す。第三は、事前公表型の ToSTNeT-2 による

じめ売却の依頼を行い、買付け内容を事前に公表 け。これは、大株主等の特定の売り主に、あらか

した上でオークション市場において行う買付けで

証券レビュ それでは、同じ取引所における取引でありなが

クロス取引は除くことにしております。すな いうことになります。さらに ToSTNeT-2 でも ら、ToSTNeT-1を除外しているのはなぜかと かないからであります。これでは、商法の理念 とにしたのはなぜか。また、ToSTNeT-1に 来ならクロスができるのですが、それは除くこ の方法では価格優先、時間優先の両原則とも働 よる方法を推奨しなかったのはなぜか。これら わち、単に ToSTNeT-2 でも、その中で、本

> ます。 である株主平等原則が満たされないからであり これに対し、ToSTNeT-2 では、一日三回

こで、クロス取引を除いたToSTNeT-2によ これでは他の参加者は排除されてしまいます。そ させるのがもともとの方法であります。しかし、 立させます。その際、クロス注文は優先して執行 立会時間外に売り買い注文を集約して、取引を成

れることはないから、商法が要求する取引所に るので、商法の要求する株主平等の原則が害さ おいてする取引の要件を満たしているといって るのであれば、時間優先の原則が確保されてい

よい。このことについては、前述の東証の平成

一年一月一九日の文書において次のように述 では、 売り買いが

あらかじめ合致した注文として発注するクロス取

ToSTNeT-2

(終値取引)

22

先して執行されることになる。終値取引 る。前者の場合は、他の注文に優先して執行され するクロス取引の方法以外の方法の二種類があ 引による方法と、売りまたは買い注文として発注 ては、他の株主の売買の機会を確保する株主平等 になるが、後者の場合は、時間的に早い注文が優 るため、他の参加者の注文は排除してしまうこと (ToSTNeT-2) を利用した自己株式取得に際し

(4)

平成一三年改正商法による自己株式取得の原

次に、今度は平成一三年改正商法による自己株

則自由化と ToSTNeT-2

学者と弁護士の間 でやってください。それは、商法にいう市場取引 を採ることが必要である」。 つまり、 ToSTNeT-の原則の趣旨から、クロス以外の注文による方法 からクロスを除いたもの、自己株取得はこれ

買付けによらなくてもいいことになります。

なのか公開買付けなのか。市場取引であれば公開

勧めたわけです。

商法の趣旨にも合います。 東証はこういうことを ToSTNeT-2 でクロスを除いたものであれば、

> が、平成一三年改正商法によって自己株式の取得 し、それに基づく内閣府令二条ないし五条におい 場操縦を防止するために、一六二条の二を新設 開買付けによるべきことは一層明らかになりまし 定の者から買い受ける場合を除き、市場取引か公 取得の原則自由化と ToSTNeT-2 の関係です た。これは、新会社法でも同じ条文があります は原則自由となりましたが、その買付け方法は特 (新会社法一六五条)。 他方、証取法は市場での自己株式取得に絡む相

> > 23

めました。ただし、この要件は、事前公表がなさ れ、株主間の公平が確保される方法であるとし ない要件(証券会社数、価格、数量)を詳しく定

て、発行会社が発注に当たって守らなければなら

第45巻第9号 り、事前公表型のオークション市場における買付 府令等について」を公表して、同府令七条に規定

掲げる次の二つの方法とすると定めました。つま 市場を利用した自己株式取得について」において 証が平成一一年一月一九日に公表した文書「東証 する「証券取引所が適当と認める方法」とは、東

私どもは、先ほどいいましたように、ライブドア けか、 事前公表型の ToSTNeT-2。 このことに おったのなら、意見書は反対側で書いたかもしれ のやり方は、あるいは ToSTNeT-2 でやって が明らかになったわけであります。したがって、 法においても市場における取引であるということ よって、 ToSTNeT-2 は商法のみならず、 証取

外の買付け等は、公開買付けによらなければなら

ない」。そして、内閣総理大臣が定めたものを

たというのは、どう考えても我々の考えでは違法 見書を書いたわけです。 なのだということで、ニッポン放送側のための意 ないと思いますが、ToSTNeT-1 でやっておっ 平成一七年証取法改正と ToSTNeT-2 の 位

は、平成一三年九月一五日、「自己株式取得内閣

閣府令に定められました。これを受けて、東証 等が行われる場合は適用されないというように内 て、証券取引所が適当と認める方法により買付け

(5) 等として内閣総理大臣が定めるものを除く。)以 し、本年六月二二日に改正法が成立しました。二 を受けて、政府は急遽証取法を改正することに 先日のことです。

ニッポン放送対ライブドア事件 七条の二第一項は次のように改正されました。 、競売買の方法以外の方法による有価証券の売買 取引所有価証券市場における有価証券の売買等 置付け ところで、平成一七年証取法改正、これはつい

24

出ていません。最大の関心事は、ToSTNeT-1

書いている段階でも、まだ内閣総理大臣の告示は 「特定売買等」と呼び、 同条第四項で、 これによ

制を逃れられないことになりました。この原稿を ても、競売買とはいえないものは公開買付けの強 いというのではなく、取引所市場での売買であっ けでありさえすれば公開買付けによらなくてもよ よって、何であれ取引所市場での売買による買付 付けを強制しないことと定められました。これに る買付は三分の一を超えない場合に限って公開買

したら、従来の取扱いが全く変わることになり は1も2もだめだと内閣総理大臣に指定されま 位置づけてきたわけです。それが、ToSTNeT る、つまり、市場原則が働いているという形で ますので、私どもも非常に関心を持っているの については自己株取得が議論になった時期から わからない。 東証は、これまで ToSTNeT-2 一貫して、市場内の平等原則がここで働いてい

が指定されるのは間違いないとしても、 ToSTNeT-2 まで指定されて、ToSTNeT-2 で いうことになるのかどうか、それが最大の関心事 も三分の一超はだめだから、公開買付けをやれと

(注)平成一七年七月八日に「競売買の方法以外の方 の対象に指定された。 ToSTNeT-1 とともに ToSTNeT-2 もTOB規制 めるもの」(金融庁告示第五三号)が出されて、 法による有価証券の売買等として内閣総理大臣が定

だ決まっていないようです。いつ出るかもどうも 実は、 先ほども理事長に調べてもらったら、ま

です。

です。

五、三菱東京ファイナンシャルグ 結された防衛策の法的効力につ スおよびUFJ銀行三社間で締 **ル**ープ、UFJホールディング

と

問題です。学者と弁護士の間の違いというのは、 最後は、三菱東京ファイナンシャルグループの

殻をひっつけていますから、意に沿わぬこと、あ うな顧客会社に依頼されると、やはりそちらのた ころのために書くのですが、弁護士になります 学者というのは自分の説に従って正しいと思うと めに働くことになる。もちろん、いまだに学者の 顧問先であるとか、絶えず御相談に乗っておるよ と、それ以外の要素が入ってくるのです。普段の

るいは今までいったことと逆のことをいうと、か

先ほどのりそなホールディングスの株主代表訴

しても二つの陣営で大喧嘩しておれば、どちらに ないのですけれども、そうでない場合には、どう えってひどい目に遭いますから、それは絶対やら つくかというと、やっぱり普段からのつき合いの

あるところになります。

この事件も、実をいうと、私どもは三井住友銀

行、住友信託銀行の方の仕事をすることが多いも 書いたわけであります。これも、ホールディング のですから、もちろんそちらの立場から意見書を スができた場合に、例えば、ホールディングスの

す。何でもできるようになってくるのですが、そ うな問題について日本の商法では全く触れないま 株主の利益はどのように守ればいいのかというよ この事件などもその例だと思いました。 の後の細かい詰めが全くなされていないのです。 まに、ただ枠だけがどんどん広がっていくので

くクローズアップしたのが、UFJ銀行が平成一 の問題について少し触れました。この問題を大き 六年九月二九日を払込期日として、第三者割り当

円)を発行した事件でありました。その際、三菱 統合の働きかけの意欲を失わせるため、三菱東京 東京フィナンシャルグループ以外の第三者による に対し第一回戊種優先株式三五億株(七〇〇〇億 ス及びUFJ銀行の三社間で、資本増強に関する フィナンシャルグループ、UFJホールディング て方法により、三菱東京フィナンシャルグループ

わけです。

訟事件において、持株会社における取締役の責任

準備金の減少、⑥株式の分割・併合。一番大事な 新株予約権付社債の発行、⑤資本減少または法定 渡・譲り受け、③純資産の五%以上の財産の処分 合併、株式交換、株式移転、会社分割、営業の譲 ・譲り受け、④株式の発行、新株予約権の発行、 どういう事項かといいますと、①定款変更、②

ホールディングスがその権限を握るということで 丁銀行が発行した優先株の株主である三菱東京

るUFJホールディングスにあっては、持株会社 拒否権が与えられたことです。純粋持株会社であ 任についても三菱東京フィナンシャルグループに 中でも注意を要するのが、⑦取締役の選任・解

の株主が持株会社の取締役を選任し、その持株会

はもちろん条文でそれができることになっている 主総会の決議を要する。」というものです。 これ みました。その内容の中心をなすのが、次のよう

協定書を締結し、その中に種々の防衛策を盛り込

す_。

しかし、次の事項について戊種優先株主の種類株 な拒否権です。「戊種優先株は議決権を有しない。

⑧利 U F

益処分・損失処理。これらについてすべて、 のは⑦取締役の選任・解任です。それから、

る。取締役の選任・解任権限こそが監督権の根拠 選任・解任する。その選任・解任権限に基づい 社の取締役が子会社であるUFJ銀行の取締役を て、持株会社の取締役は子会社の取締役を監督す

プの同意に委ねてしまうわけです。 でありまして、会社支配権の核心であります。そ の選任・解任権を三菱東京フィナンシャルグルー

このことは、UFJホールディングスについて

社であるから、UFJ銀行の傘下子会社の経営を FJホールディングスは、UFJ銀行の完全親会 に譲渡してしまうことではないか。なぜなら、U の重要な一部を三菱東京フィナンシャルグループ いえば、UFJ銀行の経営・管理というその営業

それを手放すことになる。このような三菱東京 フィナンシャルグループの拒否権を定めたUFJ 単独で支配し、管理することができ、それをなす のがUFJホールディングスの営業であるのに、

いか。

それでは、商法で一体どうおかしいと理屈づけ

は、UFJホールディングスの重要な営業の一部 銀行での定款変更決議に、ただ一人の株主として のUFJホールディングスが賛成決議をすること

の譲渡に当たるとすれば、UFJホールディング

スの総会の特別決議を経なければならない。これ ホールディングスの議決権行使は無効であり、そ を経ていないから、UFJ銀行の総会でのUFJ

れに基づく新株発行の無効の訴えを提起できるこ とになる。あのような完全な子銀行が、そこの総

かも、それは親会社のホールディングスの取締役 取締役選任・解任の拒否権まで委ねてしまう。し ループに、今いいましたような企業経営に関する

だけで決められるわけです。それが一体できるの かどうか。これはだれが見てもおかしいのではな

会で定款を変更して、三菱東京フィナンシャルグ

学者と弁護士の間 す。それを他所に委ねてしまうのです。これは全 ところが、監督するということは、結局取締役の するのがホールディングスの営業そのものです。 選任・解任を握っているから監督できるわけで

が仕事です。現業はやっていない。いわば、監督

ホールディングスというのは子会社を監督するの ですか、という論理を提案しました。つまり、 は、ここのところを突くならこういう論理はどう

にちゃんと整っていますから。そこで、私ども るのかというと、非常に難しいのです。法形式的

ます。 えるのではないかとこのときに考えたわけであり 譲渡したのと同じではないか。こういう論理が使

は、ホールディングスから見れば、自分の営業を

く自分の職責を放棄しているのではないか。それ

ディングスの議決権行使が無効であり、それに基 そこで、UFJ銀行の総会でのUFJホール

粋持株会社形態がとられた場合に、実質的にグ

が、新会社法でもそうなっています。ここで株主 役と書いてあります。これは現行法でもそうです づく新株発行に対して無効の訴えを提起できるこ を有するのは、商法では株主、取締役または監査 とになるのですが、ところがこの訴訟の原告適格

FJ銀行の株主になるのです。すると、先ほどの ここでいう株主というのは新株発行を行った会社 大和銀行や日本興業銀行がホールディングスに なったときに原告が適格を失うのと同じように、

というと、当該新株発行を行った会社、つまりU

か。我が国の裁判所が、この場合に親会社の株主 も、また原告適格がないといわれるのではない ルディングスの株主はこれに該当しない。訴えて の株主を意味するから、親会社であるUFJホー

ことは難しいのではないか。だから、こういう純 にも原告適格を認めてくれるか。これを期待する

の法制上ではどうも難しいと思います。が、これを有効に救済する方法を探すのは、現行益が実質的に空洞化される可能性はあるのですループ全体の所有者である完全親会社の株主の利

が、現場、つまり子会社の株主は、ホールディンえるのです。例えば、まず現業はホールディングえるのです。例えば、まず現業はホールディングとにとってはその方が楽でいいのではないかと思どうもホールディングスにしてしまうと、取締

うことはまさかしないでしょう。結局は先ほどいは起こってこない。親が子の取締役を訴えるとい会社にほかに株主はいないのですから、代表訴訟グスー社です。訴えを起こすといったって、この

いえるのかということになると、これまた首をかによってすぐにそれが損害として発生していると起こしてくる。そういうことなのですが、これもといってホールディングスの株主が代表訴訟をいましたように、親が子を訴えないのはけしからいましたように、親が子を訴えないのはけしから

しげざるを得ません。

た

うことではないと思いますけれども、どうもその それをねらってホールディングスにしておるとい 役は安全であるという話にもなってくるのです。 そうなると、ホールディングスにした方が取締

じがいたしております。 ていって、その辺の歯止めがどうもないような感 辺のところが、まだ日本の商法の手当てがないも 話させていただきましたが、大変失礼いたしまし ましたように、枠だけは何でもできるようになっ のだから、いろんな問題が出てくる。先ほど申し 自分が勝手に興味があると思うことを中心にお

関理事長 い法律論が闘わされていたということを、今率直 ただき、表面で報道されることの裏では相当厳し 大きく報道されたような法律問題をお取り上げい お聞いただいたとおり、その時々では

に教えていただきまして、改めて問題の難しさを

いただけませんでしょうか。いかがでしょうか。 で、せっかくの機会ですから、どうぞ合図をして 実感いたしました。 河本先生には少し時間もいただいておりますの

質問者 先ほどジュニアとシニアといわれまし 生、何かございましたら、いかがでしょうか。 たのですけれども、どうも最近シニアだというこ た。私も昔はジュニアで、非常に攻撃的な方だっ

御講演の中で、お名前が出ておりました上村先

とです。

こうでなくていいのですけれども、要するに最近 まれてどう思われましたでしょうか。だれがどう 河本先生は、若い学者、ジュニアの意見書を読

書を読んでどのように思われたのか。すこし話に

ついて、どんな印象をお持ちなのか、彼らの意見 の若い商法学者の物の考え方とかそういうものに

ければと思います。

くいかもしれませんけれども、お聞きかせいただ

河本 先ほどの ToSTNeT-1 とか2とかの理解に関し 率直に申しますと、一番強く感じたのは、

的なのです。つまり、ToSTNeT-1 も2も、と て、証券取引法についての考え方が、極めて形式

す。

り、すべて公開買付けは必要ないのだというので か。そうすれば、これは市場における取引であ 市場内取引という位置づけをしているではない にかく取引所は、先ほどいいましたように準則で

とを一切考えずに、ただ条文の上で見れば、これ らいい、2だったらどこがいいのだ。そういうこ 当てをしてきているわけです。1ではだめ、2な 文書を見ればわかりますように、非常に細かい手 しかし、従来から取引所が出しているいろんな

> です。 しかも、裁判所まで同じことをいうわけです。

しない、ただ条文にこう書いてある。これだった 法律を解釈するのが学者の仕事なのに解釈は全然

判所もそうなのです。そこへ持ってきて役所まで ら、学者の使命を放棄しているのではないか。裁 が違法でないという。あんなところで役所がそん なことをいうべきではないのです。そのように、

それともう一つは、どうも証券取引法という学

問は、日本では余り重視されていない。いまだに 交通違反ぐらいに考えているのか。そういう情け

なさを感じましたね。

関理事長 よろしゅうございますか。ほかにお一

人、いらっしゃいませんでしょうか・・・。 おら れないようですので、私からうかがいますが、こ

は市場内取引だというだけで適法だという考え方

32

どうしてこんなに思考が停止してしまうのか。今

回はそのように感じました。

学者と弁護士の間 れから立法的に個別の問題というのがどんどん解 どういうことになるのでしょうか。例えば、今ま び交う。こういう状況が発生した場合に、今後は 問題が出てきて、それが議論になる。意見書も飛 ういう裁判例、具体的な事件としていろいろ法律 項が国会ですぐに通るようになりましたから、こ でに比べて、会社法の全面改正いわゆる現代法化 の作業も非常に早く進んだとか、いろんな改正事

はどうでしょうか。 決されていくのか、それともいわゆる判例法の理 る、こういうパターンになってくるのか、その辺 論で、司法を通じてだんだん新しい判例が出てく

また、法律解釈は非常に重要な問題であると思い して、なかなかいい方法が見当たらないので、か で相当厳しく規制されてきました。M&A対策と 例えば、最近まで、 M&Aの対策が裁判所

河本 その点、私は実は非常に心配しています。

するということが現実に起こり始めています。 なりの規模の会社ですら、上場廃止を真剣に検討

活力再生特別措置法で経済産業省の認定を受け、 残った株主については、現金と引き換えで株式交 よって、何とか三分の二まで集めて、あとは産業 そういう場合のやり方としては、公開買付けに

と、今は申請すればすべて認定してくれるという ことのようです。お宅のような立派な企業がなぜ

している

というような会社までこのようなことをやろうと

ているのですけれども、新しい会社法をみます と、このような方策は商法で全く自由になってし ところが、今は少なくとも国の認定にかかわっ

33

す。これは、国が認定するということが前提に

けです。そういうことが実際に起こりつつありま 換をする。要するに会社から出ていってもらうわ

なっているのですけれども、聞くところによる

にかけたらいいのか。

こかけたらいいのか。

こかけたらいいのか。

こかけたらいいのか。

このが要があると認定するのが。つまり、今は国が主の利益をどう保護するのか。つまり、今は国が主のがまなしに、単に経営者の判断だけでそういうことで株主をしめ出すことができる。そうなりますと、株主をしる移転にしろ、とにかく現金を払うことで株にしる移転にしろ、とにかく現金を払うことで株

まうわけです。つまり、もう株式交換にしろ合併

(かわもと いちろう・神戸大学名誉教授・弁護士)

(記録で、文責は当研究所にある。 /本稿は、平成一七年七月六日に行われた講演会の

ではないかという気がしております。とれは一つの例なのですけれども、今度の法律をれは一つの例なのですけれども、今度の法律を表してきて、むしろますます解釈法学の使いとになってきて、むしろますます解釈法学の使いとになってきて、むしろますます解釈法学の使いが、枠が自由になるだけに大事になってくるのではないかという気がしております。

学者と弁護士の間

河 本 一 郎 氏

略 歴

大正12年2月27日生

昭和26年3月 京都大学法学部卒業

昭和28年12月 神戸大学法学部助教授

昭和39年2月 神戸大学法学部教授

昭和50年 法学博士

昭和55年4月 神戸大学法学部長(昭和57年まで)

昭和61年3月 神戸大学法学部定年退官•神戸大学名誉教授

昭和61年4月 神戸学院大学法学部教授

昭和61年5月 大阪弁護士会登録

平成7年3月 神戸学院大学退職・同大学名誉教授

審議会等

昭和38年7月 法制審議会幹事

昭和43年5月 公認会計士審査会試験委員(第2次)(昭和44年4月まで)

昭和45年1月 司法試験(第2次)考査委員(昭和44年、45年、50年~54年まで)

昭和49年9月 法制審議会商法部会委員(平成10年3月まで)

昭和56年10月 大蔵省証券取引審議会委員(平成3年まで)

昭和57年10月 大阪証券取引所公益代表理事(平成5年6月まで)

平成7年12月12日より 日本学士院会員

その他

平成8年3月 叙勲 勲二等 瑞宝章

主 著

現代会社法、証券取引法、約束手形法入門、会社法 - 鑑定と実務注釈手形法・小切手法、有価証券法研究 等

(レジュメ)

平成17年7月6日日本証券経済研究所

学者と弁護士の間―証券取引法関係を中心にして―

神戸大学名誉教授 弁護士 河本一郎

はじめに

昭和62年3月に神戸大学を定年退官後、学者から弁護士になって 経験した事件の中から、理論上、実務上興味があると思われる問題 について述べる。

1. 日興證券損失補填株主代表訴訟事件(最判平成12・10・10)

同種の事件は、野村証券についても起こっていた。これらの事件が契機となってその後、証取法に損失補填禁止の規定(42条の2)が設けられた。

本件では、当初の損失賠償請求額470億7500万円が裁判の途中で 9億1800万円に減額(補填先約70件を9件に縮減)。

本件では、本案前の争点として代表訴訟の手数料は、いくらかが問題になった。原告は、非財産的請求であるとして手数料8200円(訴額95万円)を納付。一審(東京地判平4・8・11)は、財産上の請求にかかるものとして、不足分2億3537万4400円の追加納付命令。2審(東京高判平5・3・30)は、原判決を取り消し、最高裁は、上告棄却(平6・3・10)。

その間、平成5年商法改正により、代表訴訟による訴は、非財産 権上の請求に係る訴えとみなされた(商267条5項、新会社法847条 6項)。民事訴訟費用法により訴額95万円、手数料8,200円(平成15 年以後、それぞれ160万円、13,000円)。

本案訴訟での最大の法律問題:損失補填は独禁法19条に基づく不公正な取引方法の一般指定9項に違反するが、刑事罰の対象になっていない、この程度の法令違反が、商法266条1項5号の法令違反に該当するか。下級審の判断は、分かれた。

野村証券損失補填代表訴訟事件では、上記独禁法違反は、商法 266条1項5号の「法令」違反には該当しないと判示(東京地判平 5・9・16、東京高判平7・9・26)。

日興證券事件では、独禁法19条は、一審、二審ともに、独禁法19条は、商法266条 1 項 5 号の「法令」に当たると判示した。しかし、被告取締役らは、行為当時、損失違反が独禁法に反するとの認識を持たず、その認識を有しなかったことについて被告らに過失がないとした(東京地判平 9 ・ 3 ・ 13、東京高判平11・ 2 ・ 23)。根岸哲神戸大学教授の意見書が効果を発揮。

最高裁平成12・7・7判決は、野村証券事件について、独禁法19条は、商法266条1項5号の「法令」に当たるとして、これに反する原審判決を誤りと判示し、他方、被告取締役らが、損失補填を行った平成2年3月の時点で、その行為が独禁法に違反するとの認識を有するに至らなかったことにはやむを得ない事情があり、過失はなかったと判示した。

日興證券事件についての同旨の最高裁判決は、平成12年10月10日 に出された。

- 2. 大和銀行 NY 支店不正行為株主代表訴訟事件(大阪地判平12 • 9 • 20)
 - (1) 事案の概要

事案は、甲事件と乙事件からなる。

甲事件: NY 支店の行員が約10年にわたり、簿外取引とそれの 損失を穴埋めするため同支店保管の米国国債の不法処分を繰 り返し、11億ドルの損害を発生させた。これに対し、銀行の管理体制不備を原因にして、10年間の取締役・監査役39名に対する損害賠償の代表訴訟が提起された。そのうち、NY支店の支店長で、取締役であった人だけが責任ありとされ、5億3000万ドルの賠償責任を負わされた。

乙事件: NY 支店での事件発覚後、米国当局への報告が遅れたことおよび損害が生じていることを記載してない銀行の帳簿が作成され、米国当局への報告の中にもその損失についての記載が漏れていたことが、米国刑法の重罪隠匿罪に触れ、銀行は3億4000万ドルの罰金を司法取引で支払った。これについて、32名に対し、賠償請求がなされ、11名に対し、各自7000万ドルから2億4500万ドルの賠償が命じられた。

(2) 控訴審において和解成立

平成13年12月12日、大和銀行は、近畿大阪銀行、奈良銀行とともに株式移転によって株式会社大和銀ホールディングス(持株会社)を設立することになった。そうなれば原告は当事者適格を失い、却下になる。先例として、日本興業銀行が持株会社を設立したときの例がある(東京地判平13・3・29)。裁判所は、12月12日を目前に控え、11月下旬から極めて強く和解をするよう当事者に働きかけた。12月10日、和解が成立し、和解金として総額2億5000万円を支払うことになった。一審で責任なしとされた38名も和解調書に名を連ねることになった。調書においては、被告らについて、法的責任はもちろん、道義的・社会的責任についても一切触れていない。

なお、和解の過程は、公表されないが、本和解については、原 告株主西村一朗氏(その後死亡)が、詳細を「告発手記・大和銀 行頭取との我が闘争」(文芸春秋2002年5月号318頁以下に公表し ている。

代表訴訟係属中に合併、株式移転、株式交換によって原告が株主でなくなった場合について、原告適格を失わない旨が新会社法では、明文で定められている(851条)。

なお、和解の効力については、学説上争いがあったが、平成13年の議員立法によって、 有効であることが明定された (商268条5項~7項、新会社法850条4項)。

3. **リそなホールディングス株主代表訴訟事件**(大阪地判平成15年 9月24日)

最近は、完全持株会社の設立が盛んである。この場合の株主代表訴訟は、どのような形になるか。持株会社自身は、現業を営んでいないから、持株会社の役員が業務上の過失で責任を問われることは少ない。そのような過失は、傘下の子会社の取締役について生ずる場合が多い。この場合、子会社自身がその取締役の責任を訴えによって追及することはない。その場合、親会社である持株会社が株主として子会社の取締役の責任を問うべく代表訴訟を起こすことができるが、これも実際上は、望めない。そこで、持株会社の株主が、直接子会社の取締役の責任を問うべく代表訴訟を提起できるかというと、これは許されない。そこで、考えられるのは、代表訴訟を提起しない持株会社の取締役に任務懈怠があるとして、その取締役に対し持株会社の株主が代表訴訟を提起することである。りそなホールディングスの取締役に対する株主代表訴訟は、まさにそういうものであった。

大和銀ホールディングスは、その後、あさひ銀行も含めてりそなホールディングスとなったが、大和銀行代表訴訟事件の代理人であった飯田弁護士は、上記大和銀行代表訴訟事件での和解は、当時の商法の下では、他株主との関係では無効であるとし、また新たな

事実も付加して、当該他の株主の代理人として、持株会社の取締役に対し、代表訴訟を提起した。その論理は、次のようなものであった。大和銀行代表訴訟事件でなされた和解は、他の株主との関係で無効であるから、一審で敗訴となった被告取締役らの賠償責任は、未履行のまま残っているのである。子会社自身で損害賠償を請求しないのなら、親会社の取締役が代表訴訟を起こすべきであるのに、それをしない親会社の取締役には任務懈怠があるから、代表訴訟の対象になる、というものであった。

しかし、裁判所は、本件での和解は、有効であり、子会社の取締役の責任は既に消滅しているから、もはやこれに対する責任追及の問題が生じないとして原告の請求を棄却した。また、他の事実についても、子会社取締役に任務懈怠はないとした。

もし、子会社取締役に違法行為または任務懈怠があると認定された場合に、それにより会社に生じた損害が直ちに親会社取締役が提訴しないことにより親会社に生じた損害と認定されるかどうか、問題は簡単でない。

4. ニッポン放送対ライブドア事件

ニッポン放送側のために意見書を作成した立場からみた本件の法 的問題を主として証取法の立場から述べる。

本件は、法律問題でありながら、連日新聞の社会面を賑わし、またテレビのワイド番組としても大きく取り上げられたが、学会を2分するような多くの学者の意見書が双方のために提出されたという点でも、きわめて特異であった。私は、中村弁護士との従来からの関係もあって、その依頼により、ニッポン放送のために意見書を作成した。私の主張は、発行済株式の3分の1超の株式を買い付けるには、東証のToSTNeT-2によるのであれば、公開買付けの強制を避けらなくてもよいが、ToSTNeT-1では、公開買付けの強制を避けら

れないということである。したがって、ライブドア側が、ToSTNeT-1を使って、平成17年2月8日、972万株 (29.6%)のニッポン放送株式を買い付け、それによりニッポン放送の発行済株式総数の35%を保有するに至ったことは、不当どころか、証取法に違反することであり、そのような違法な方法で買い集めた者に対抗するための新株予約権の発行であるから、その発行は不公正なものではないというものである。

このような解釈は、私は、以前に、ある証券会社に求められて意見書に書いてきたが、それを3月初めに公刊した河本=今井・鑑定意見<会社法・証券取引法>に収めている。したがって、ニッポン放送のための意見書の作成を依頼されたときも、その持論を述べた。以下において、市場におけるクロス取引も含め、私見の概要を述べることにする。

① 公開買付けとクロス取引

いわゆるクロス取引(対当売買)は、有価証券市場における売買取引であって、同一会員が同一売買について売方となり、同時に買方となって売買を成立させるものであるが、ここでも競争売買の原則である「価格優先」の原則、「時間優先」の原則にしたがって行われている。これによって買い付ける場合には、公開買付けによらなくてもよい。河本=今井・会社法 鑑定と実務(1999年5月)205頁。

② 東証における ToSTNeT による買付けと公開買付け

ToSTNeT は、平成10年に稼働した。1と2がある。1は、立会時間外にオークション市場の価格を基準として、一定範囲内の価格によりクロス取引を行うことにしたものであるが、それに加えて大口取引については、参加者がスクリーン上で匿名により条件交渉を行うことができる。

2 は、最低売買単位から取引を行うことができ、1日3回、立会 時間外に売り買い注文を集約して、終値で取引を成立させるもので あり、その際、時間的に早く発注された注文が優先し、またクロス 注文は他の注文に優先して執行される。

このような取引も、東証の市場における取引と位置付けられている(東証・ToSTNeT 取引に関する業務規程、信用取引および貸借取引規程ならびに受託契約準則の特例1条1項)。そうだとすれば、ToSTNeTによる取引は、平成17年改正前の証取法27条の2第1項柱書きの定める「取引所有価証券市場外における買付け等」には当たらず、まさに「取引所有価証券市場における有価証券の売買(同項1号)に該当し、したがって、公開買付けによる必要はないことになる。果して、そう解釈して良いものか、東証市場を利用した自己株式取得の方法を検討したときの議論を参考にしなければならない。

③ 商法による自己株式の買付方法と東証の対応

平成6年の商法改正によって、自己株取得の目的の範囲が拡大されたが、その買付方法は、取引所においてする取引(店頭取引を含む)か、公開買付けか、そのいずれかによらねばならないと定められた。株式償却特例法(その後廃止)による自己株取得も同じであった。

これを受けて、東証は、平成11年1月19日「東証市場を利用した 自己株式の取得方法について」を理事長名で公表し、次の三つの方 法を勧めた。

- (i) オークション市場における単純買付け 特定の売方を限定せず、オークション市場の流動性を利用して行う買付け
- (ii) 事前公表型のオークション市場における買付け 大株主等の特定の売主にあらかじめ売却の依頼を行い、買付

内容を事前に公表したうえで、オークション市場において行う 買付け

(iii) 事前公表型の ToSTNeT-2 による買付け

東証が上の3つの方法を勧めたのは、そのいずれもが「取引所における取引」だからである。それでは、同じ取引所における取引でありながらToSTNeT-1を除外しているのはなぜか。さらに、ToSTNeT-2でも、クロス取引による方法を除いたのは、なぜか。ToSTNeT-1による方法を推奨しなかったのは、この方法では、価格優先、時間優先の両原則とも働かないからである。これでは、商法の理念である株主平等原則が満たされないからである。

これに対し、ToSTNeT-2では、1日3回、立会時間外に売り買い注文を集約して、取引を成立させる。その際、クロス注文は優先して執行させるのがもともとの方法である。しかし、これでは、他の参加者は排除されてしまう。そこで、クロス取引を除いたToSTNeT-2によるのであれば、時間優先の原則が確保されているので、商法の要求する株主平等の原則が害されることはないから、商法が要求する取引所においてする取引の要件を満たしているといってよい。このことを、東証の前述の平成11年1月19日の文書において、次のように述べている。

「ToSTNeT-2 (終値取引)では、売り買いがあらかじめ合致した注文として発注するクロス取引による方法と、売りまたは買い注文として発注するクロス取引の方法以外の方法の2種類がある。前者の場合は、他の注文に優先して執行されるため、他の参加者の注文は排除してしまうことになるが、後者の場合は、時間的に早い注文が優先して執行されることとなる。終値取引(ToSTNeT-2)を利用した自己株式取得に際しては、他の株主の売買の機会を確保する株主平等の原則の趣旨から、クロス以外の注文による方法を採ることが必要である。」

④ 平成13年改正商法による自己株式取得の原則自由化と ToSTNeT-2

平成13年改正商法によって自己株式の取得は原則自由となったが、その買受方法は、特定の者から買い受ける場合を除き、市場取引か、公開買付けによるべきことは一層明らかになった (商210条9項、新会社法165条1項)。

他方、証取法は、市場での自己株式取得にからむ相場操縦を防止すために、162条の2を新設し、それに基づく内閣府令2条ないし5条において、発行会社が発注に当たり守らなければならない要件(証券会社数、価格、数量)を詳しく定めた。ただし、この要件は、事前公表がなされ、株主間の公平が確保される方法であるとして、「証券取引所が適当と認める方法」により買付け等が行われる場合には、適用されないと定められた(上場株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令7条)。

これを受けて、東証は、平成13年9月25日「自己株式取得内閣府令等について」を公表し、同府令7条に規定する「証券取引所が適当と認める方法」とは、東証が平成11年1月19日に公表した上述の文書「東証市場を利用した自己株式取得について」において掲げる、次ぎの二つの方法とすると定めた。

- (i) 事前公表型のオークション市場における買付け
- (ii) 事前公表型の ToSTNeT-2 (終値取引)

このことによって、ToSTNeT-2は、商法においてのみならず、 証取法においても、「市場における取引」であることが明らかに なったのである。

⑤ 平成17年証取法改正と ToSTNeT-2 の位置付け

ニッポン放送対ライブドア事件を受けて、政府は、急遽証取法を 改正することにし、本年6月22日に改正法が成立した。27条の2第 1項は次のように改正された。 「取引所有価証券市場における有価証券の売買等(競売買の方法 以外の方法による有価証券の売買等として内閣総理大臣が定めるも のを除く。) 以外の買付け等は、公開買付けによらなければならな い。

これによって、なんであれ、取引所市場での売買による買付けでありさえすれば、公開買付けによらなくてもよいというのではなく、取引所市場での売買であっても、競売買とはいえないものは、公開買付けの強制をのがれられない、ということになった。

この原稿を書いている段階では、まだ内閣総理大臣の告示はでていないが、最大の関心事は、ToSTNeT-1が指定されるのは間違いないとしても、ToSTNeT-2まで指定されるかどうかである。

なお、この改正は、公布の日から起算して10日を経過した日から 施行される。

- 5. 三菱東京フィナンシャルグループ、UFJホールディングスおよび UFJ銀行3社間で締結された防衛策の法的効力について
- 3. の「りそなホールディングス株主代表訴訟事件」において持株会社における取締役の責任の問題について触れたが、この問題を大きくクローズアップしたのは、UFJ銀行が、平成16年9月29日を払込期日として、第三者割当方法により、三菱東京フィナンシャルグループ(MTFG)に対し、第1回戊種優先株式35億株(7,000億円)を発行した事件であった。その際、MTFG以外の第三者による統合の働きかけの意欲を失わしめるために、MTFG、UFJホールディングス(UFJHD)およびUFJ銀行の3社間で、資本増強に関する協定書(以下、「資本増強協定書」と呼ぶ。)を締結し、その中に種々の防衛策を盛り込んだ。その内容の中心をなすものは、次のようないわゆる拒否権であった。

戊種優先株主は、議決権を有しない。しかし、次の事項につい

て、戊種優先株主の種類株主総会の決議を要するものとされていた (商222条9項、新会社法108条2項8号)。①定款変更、②合併、株 式交換、株式移転、会社分割、営業の譲渡・譲受、③純資産の5% 以上の財産の処分・譲受、④株式の発行(優先株式の転換による株 式の発行を除く。)、新株予約権の発行、新株予約権付社債の発行、 ⑤資本減少または法定準備金の減少、⑥株式の分割・併合、⑦取締 役の選任・解任、⑧利益処分・損失処理

なかでも注意を要するのは、取締役の選任・解任についても MTFG に拒否権が与えられたことである。純粋持株会社である UFJHD にあっては、持株会社の株主が持株会社の取締役を選任 し、その持株会社の取締役が子会社である UFJ 銀行の取締役を選任・解任する。その選任・解任権限に基づいて持株会社の取締役は 子会社の取締役を監督する。取締役の選任・解任権限こそが監督権 の根拠であり、会社支配権の核心である。その選任・解任権が MTFG の同意に委ねられるわけである。このことは、UFJHD についていえば、UFJ 銀行の経営・管理というその営業の重要な一部を MTFG に譲渡することである。 なぜなら、 UFJHD は、 UFJ 銀行の完全親会社であるから、 UFJ 銀行の傘下子会社の経営を単独で支配し、管理することができ、それがすなわち UFJHD の「営業」であるのに、それを手放すことになるからである。

このような MTFG の拒否権を定めた UFJ 銀行での定款変更決議に唯一人の株主として UFJHD が賛成決議をすることは、UFJHD の重要な営業の一部の譲渡に当たるとすれば、UFJHD の総会の特別決議を得なければならない(商245条 1 項 1 号、新会社法467条 1 項 1 号)。これを得ていないから、UFJ 銀行の総会でのUFJHD の議決権行使は無効であり、それに基づく「新株発行無効ノ訴」(商280条 1 15、新会社法828条 1 項 2 号)を提起できることになる。ところが、この訴訟の原告適格を有するのは、株主、取締役または監査役であり(商280条 2 項、新会社法828条 2 項 2 号)、

学者と弁護士の間

ここで「株主」とは、当該新株発行を行った会社(UFJ銀行)の 株主を意味するから、親会社である UFJHD の株主は、これに該当 せず、原告適格がないということになる。わが国の裁判所がこの場 合に、親会社の株主にも原告適格を認めてくれるか、これを期待す ることは困難であろう。

純粋持株会社形態が採られた場合、実質的にはグループ全体の所有者である完全親会社の株主の利益が実質的に空洞化される可能性があるが、これを有効に救済する方法を、現行法上見出すことは容易でない。

以上